

# 【PA】2011年7月 PA/PAE契約条件改訂/ およびSS&S自動更新に関するFAQ（よくあるご質問）

資料作成日 2011年05月11日

資料更新日 2013年11月27日

2011年4月19日付け発表、「IBMパスポート・アドバンテージのご契約条件」および「IBMパスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の改訂に関するFAQをご用意いたしました。FAQは順次こちらへ追加していきます。ご不明な点等は、IBMビジネス・パートナーもしくはIBM営業担当員までお問い合わせください。

## 目次

- 改訂ご契約条件
- ソフトウェア・サブスクリプション&サポート自動更新
- 更新ルールの明確化

## 改訂ご契約条件

Q1

改訂の概要を教えてください。

A1

新契約条件における主な変更点は以下のとおりです。

1. IBM SaaS オファリングに関する特則の取り込み
2. サブキャパシティー・ライセンスに関する特則の取り込み
3. アプライアンスに関する特則の取り込み
4. ソフトウェア・サブスクリプション&サポート更新ルールの明確化
5. ソフトウェアサブスクリプション&サポート等の自動更新の適用開始

詳細は、以下のウェブページをご参照ください。

→ [発表レター](#)

 [public.dhe.ibm.com/common/ssi/ecm/ja/swj14040jpja/SWJ14040JPJA.PDF](http://public.dhe.ibm.com/common/ssi/ecm/ja/swj14040jpja/SWJ14040JPJA.PDF)

Q2

**改訂されたご契約条件はどこで参照できますか？**

A2

こちらをご覧ください。

→ [パスポート・アドバンテージのご契約条件](#)

[public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/PA\\_Agreements/PA\\_Agreement\\_Japanese.pdf](https://public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/PA_Agreements/PA_Agreement_Japanese.pdf)

→ [パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件](#)

[public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/PAE\\_Agreements/PAExpress\\_Agreement\\_Japanese.pdf](https://public.dhe.ibm.com/software/passportadvantage/PAE_Agreements/PAExpress_Agreement_Japanese.pdf)

Q3

**現時点でサブキャパシティー・ライセンスに関する特則への同意をしていない場合はどうなりますか？**

A3

新条件適用開始である2011年7月19日以降は、すべてのお客様にサブキャパシティー・ライセンスに関する条項が適用となります。

Q4

**ソフトウェア・サブスクリプション&サポート更新ルールの明確化について新しいPA契約条件のどこで記述されていますか？**

A4

第3章 3.5「ソフトウェア・サブスクリプション&サポート」および「特定サポート」の後半に明記されています。

(一部抜粋)

お客様の「サイト」でインストールされ、その目的を問わず使用し得る状態にある各「IBMプログラム」の使用権に対する「IBMソフトウェア・サブスクリプション&サポート」について、お客様は (a) すべての使用権分を取得するか、あるいは (b) すべての使用権分を取得しないかを、選択するものとします。

Q5

**ソフトウェア・サブスクリプション&サポート更新ルールの明確化のところ、**“製品単位/サイト単位で”**とありますが、製品単位とはどういう意味でしょうか？**

A5

例えば、ひとつのサイト上のWebSphere Application Server Network Deployment Editionであれば「WebSphere Application Server Network Deployment Edition」という製品単位で更新する/しないのご選択となり、異なるバージョンが導入されていたとしても同じ「製品単位」とみなされます。

Q6

**契約条件の遵守状況について、IBMがお客様に直接確認することはありますか？**

A6

ご契約条件「1.16 遵守状況の確認」で規定のとおり、IBMは、相当な通知を行った上で、すべての「サイト」において、「対象製品」を使用するすべての環境で、お客様がご契約条件に従って使用しているか、確認できるものとしています。また、この確認において、独立監査人を使用することができるものとしています。

## ソフトウェア・サブスクリプション&サポート自動更新

Q1

**ソフトウェア・サブスクリプション&サポートの自動更新の問い合わせ窓口はどこですか？**

A1

PAリニューアル・オフィスまでお問い合わせください。

→ PAリニューアル・オフィス

 [public.dhe.ibm.com/common/ssi/ecm/ja/swj14034jpja/SWJ14034JPJA.PDF](https://public.dhe.ibm.com/common/ssi/ecm/ja/swj14034jpja/SWJ14034JPJA.PDF)

Q2

**ガバメント・オプションは自動更新の対象となりますか？**

A2

更新御見積書は送付いたしますが、自動請求は対象外とさせていただきます。

Q3

**既に複数年のソフトウェア・サブスクリプション&サポートを契約している場合でも自動更新の対象になりますか？**

A3

ソフトウェア・サブスクリプション&サポートが有効な期間は自動更新の対象になりません。対象期間が満了となるタイミングで自動更新の対象になります。

Q4

**自動更新の対象は、満了を迎える継続ソフトウェア・サブスクリプション&サポートだけですか？**

A4

自動更新の対象は、満了を迎えるものであれば、ライセンス、新規ソフトウェア・サブスクリプション&サポート、継続ソフトウェア・サブスクリプション&サポート、もしくはトレードアップ等を問いません。期限付使用権、特定サポートについても同様で、これら満了を迎えるものが対象となります。

Q5

**自動更新の単位は何ですか？PA契約番号単位ですか？それともサイト番号単位ですか？**

A5

サイト番号単位で更新御見積書を発行いたします。自動更新は更新御見積書単位となります。

Q6

**御見積書の一部のみ更新したい場合はどのようにしたらよいですか？**

A6

更新日までのなるべく早い時期に、IBMビジネス・パートナーまたはPAリニューアル・オフィスにご注文ください。その際、更新が必要な製品・数量、および更新御見積書番号をお伝えください。

Q7

**更新しない場合は、どのようにしたらよいですか？**

A7

お客様から直接、もしくはIBMビジネス・パートナーを通して、PAリニューアル・オフィスまでご連絡ください。

Q8

**更新御見積書受領後、注文または自動更新時までに料金レベルが変わった場合は、どの料金が適用されますか？**

A8

更新日までに更新オーダーを受領した場合は発注時点のレベル・金額が適用されます。更新日前までに未発注、更新停止の連絡がなかった場合は自動更新の請求書が発行され、更新御見積書上の金額が適用されます。

Q9

**更新御見積書は、お客様に適用されているレベル別料金での発行ですか？**

A9

はい、更新御見積作成時点のお客様の料金レベルに基づいて発行いたします。

Q10

**ソフトウェア・サブスクリプション&サポート更新ルールの明確化について、新しいPA契約条件のどこで記述されていますか？**

A10

第3章 3.5「ソフトウェア・サブスクリプション&サポート」および「特定サポート」の後半に明記されています。（一部抜粋）

お客様の「サイト」でインストールされ、その目的を問わず使用し得る状態にある各「IBMプログラム」の使用権に対する「IBMソフトウェア・サブスクリプション&サポート」について、お客様は (a) すべての使用権分を取得するか、あるいは (b) すべての使用権分を取得しないかを、選択するものとします。

Q11

**パスポート・アドバンテージ契約をお持ちのお客様が、アニバーサリー・デート以外の時期に満了するソフトウェア・サブスクリプション&サポートをお持ちの場合、更新御見積書はどのタイミングで送付されますか？**

A11

更新御見積書は、アニバーサリー・デートの約105日前に、アニバーサリー・デートから次回アニバーサリー・デートまでの期間に満了するすべてのソフトウェア・サブスクリプション&サポートに対して送付されます。アニバーサリー・デート以外の時期に満了する場合は、期間按分された内容が記載されます。1つのPAサイトに対して、更新御見積書が複数回送付されることはありません。

Q12

**IBMビジネス・パートナー経由で契約している場合、更新する/しないはどこへ連絡すればよいでしょうか？**

A12

これまで通り、IBMビジネス・パートナーへご連絡ください。その際、お客様へ送付されている更新御見積書の見積書番号もパートナーへお知らせいただけるようお願いいたします。

Q13

**前年度にパートナー経由だった場合は、IBMからパートナーに対して自動更新が行われ、請求が行われるのでしょうか？**

A13

更新日までに未発注かつ更新停止の連絡のなかった場合、たとえ前年度にパートナー経由で継続ソフトウェア・サブスクリプション&サポートをご発注いただいていた場合でも、IBMから直接、お客様へ自動更新の請求書が送付されます。

Q14

**更新が必要ないライセンスについては、更新しないサイトを新たに作成して移行する必要がありますか？**

A14

ご契約条件で規定の通り、インストールされ、その目的を問わず使用しうる状態である場合、製品単位/サイト単位で、すべて更新するかすべて更新しないかいずれかの選択となります。

Q15

**自動更新対象となった案件で、請求書が送付される場合は、支払期限はどう設定されているのでしょうか？**

A15

お支払期限は、通常の請求書と同様に、請求書発行日から30日となります。

Q16

**「更新御見積書記載の御見積書番号」は、事前にIBMからメールでご案内される見積番号でしょうか？**

A16

はい、アニバーサリー・デートの約105日前の間に送信されるメールに「更新御見積書」がPDFファイルとして添付されます。

こちらに記載の「御見積書番号」です。

Q17

**追加でライセンスを取得すると、2年目の継続ソフトウェア・サブスクリプション&サポートがアニバーサリー・デートまでの期間で月割り計算されます。自動更新の案内は、この月割り分も含まれますか？**

A17

更新御見積書の送付方法・内容は現在と変更ありません。PAではアニバーサリー・デートの約105日前の送付となり、明細に含まれる内容は、アニバーサリー・デートから次回アニバーサリー・デートの期間に満了となる製品が対象です。アニバーサリー・デート前に満了する製品は含まれません。

Q18

**アニバーサリー・デート前に満了する月割り対象分も自動更新対象となりますが、対象期間中にソフトウェア・サブスクリプション&サポートを利用することができますか？**

A18

自動更新により遡及しての継続扱いとなりますが、遡及となる期間中においては、ソフトウェア・サブスクリプション&サポートを利用することはできません。

## 更新ルールの明確化

Q1

例えば保有ライセンスは1,000本。そのうち使用しているライセンス800本だけを更新することは可能でしょうか？

A1

サイト単位/製品単位にインストールされ、その目的を問わず使用している状態にあるライセンスに対してソフトウェア・サブスクリプション&サポートをすべて更新するか、すべて更新しないか、いずれかの選択となります。

Q2

コールドスタンバイ等、無課金とされているものについての取り扱いはどのようになるのでしょうか？

A2

もともと課金対象外のプログラムに対しては、ソフトウェア・サブスクリプション&サポートを更新いただく必要はありません。